

『校長会伝達事項』

教 育 長
令和5年 9月

【学校の臨時休業】

校長の迅速な対応 ⇔ 当該教育委員会に状況報告、意向を伝えて対応を協議する。

1. 臨時休業とは、「学校の一部又は全部が一定期間にわたって臨時に休業すること」をいう。

(1) 非常変災その他急迫の事情 ⇒ **校長の判断**により行われる。気象条件の悪化等は、学校の立地条件や通学区の状況によって異なる。臨時休業の個別的必要性を的確に状況判断を下すことのできるのは校長なので、その権限を委ねている

※学校教育法施行規則63条 〈非常変災等の臨時休業〉の場合

「非常変災その他急迫の事情があるときは、**校長は、臨時に授業を行わないことができる。**この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。」

⇔ 中学校も準じる。

(主な事例) ①気象条件の悪化・・・台風の接近
②地震・火災の発生やそれに伴う被害状況
③凶悪犯罪の発生等による安全確保

◆校長判断 教育委員会への報告義務

①臨時休業日の期日 ②事由
③措置 ④その他の必要事項

(2) 感染症予防 ⇒ 臨時休業は個別的措置の出席停止と異なり、より強度な集団的措置なので**学校設置者の権限。**

※学校保健安全法施行規則第18条 〈感染症の種類〉

「学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

－第1種から第3種までの病名記載あり－

第1種 ペスト、ジフテリア等

第2種 インフルエンザ(コロナ)、風疹、水痘等

第3種 腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 からも)、
流行性角結膜炎等

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす。**」

※学校保健安全法施行規則第19条には〈出席停止の期間の基準〉、第20条には〈出席停止の報告事項〉がある。

※学校保健安全法施行規則第21条 〈感染症の予防に関する細目〉

校長は、学校内において、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、**学校医に診断させ、法第19条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。**

- 2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。
- 3 学校においては、その附近において、第1種又は第2種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

◆学校設置者判断・・・**保健所への速やかな連絡**（健康福祉課と共有）
（＝地教委）

2. 感染症予防のための出席停止と臨時休業との違い

- (1) 出席停止 ⇒ **校長判断** 当該児童生徒の出席を停止させる個人的な措置
- (2) 臨時休業 ⇒ **学校設置者判断** 出席停止では予防効果が期待できない場合に行う**集団的措置**

◆新地町教育委員会では、学校は罹患児童生徒数やその他の状況に常

に注意を払うこと。その数がクラス全体、あるいは学年及び学校全体の**10%に達した場合は『校長が学校医等と相談するとともに、速やかに教育委員会に連絡し、時機を逸することなく臨時休業措置導入の準備をする。なお、当教育委員会ではクラス、学年、学校の臨時休業措置導入の罹患率目安は概ね20%としている』**。

※導入に当たっては、教育委員会や学校等の教育関係者は、授業実施の休止という重大な措置との認識が必要となる。

※学校の管理職は、当該教育委員会指導主事に意向を伝え、授業時数確保にかかる現状を把握の上、指示を仰ぐ。

3. 留意事項

- (1) 学校は、正常な教育活動を行うことが困難な状態、あるいはその状態に陥ることが予想されると「公立学校は当該教育委員会（私立学校は都道府県知事）が」判断した場合は、臨時休業することができる。なお、感染症の場合は、当該教育委員会から当該教育事務所や保健所への迅速な連絡等が義務付けられている。
- (2) 学校は、当該教育委員会へ第一報を通知して指示を仰ぐと同時に保護者への連絡、児童生徒への指導上の配慮をすることが大切である。⇔ 日頃より「**感染症等の対応マニュアル**」を参照する。
- (3) 臨時休業が実施された場合には、その理由に関わりなく、**児童・生徒の学習指導に関する措置を講じ、学校側は、授業時数の確保に向けて最大限の努力を行うことが必要である。**
⇒ 家庭学習用冊子「ち・か・ら」や学校からの課題の活用
- (4) 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について
—文部科学省 通知— 2023. 4. 28
新型コロナウイルス感染症が第2種に加えられことにより、出席停止の期間の基準が「**治癒するまで**」から「**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**」となりました。濃厚接触者の出席停止措置の必要はないことも示されています。規則は2023年5月8日から施行されています。

***厚生労働省通知では「第2種」ではなく「第2類」と分類表記**